

# 福岡県公報

平成19年2月19日  
第2643号

## 目次

### 告示 (第332号—第341号)

○福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更	(出納事務局出納総務課) ..... 1
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) ..... 1
○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) ..... 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 4
○県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) ..... 4

### 公安委員会

○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催	(警察本部生活環境課) ..... 5
○獣銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催	(警察本部生活環境課) ..... 5
○警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施	(警察本部生活安全総務課) ..... 6

### 正誤

○市の町及び字の区域及び名称の変更（平成19年2月福岡県告示第257号）	中正誤 ..... 9
--------------------------------------	-------------

号) 中正誤 ..... 9

## 告示

### 福岡県告示第332号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

新旧事項	売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 (今回変更した売りさばき所 みやま市瀬高町下庄1575-1 株式会社福岡銀行 瀬高支店)	福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 (今回変更した売りさばき所 みやま市瀬高町下庄1575-1 株式会社福岡銀行 瀬高支店)	平成19年1月29日
			福岡市中央区天神2丁目13番1号 外54箇所 (今回変更した売りさばき所 山門郡瀬高町下庄1575-1 株 式会社福岡銀行 瀬高支店)	

### 福岡県告示第333号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の 所 在 地	登録番号及び 登録年月日	行政処分の年月日 及 び 内 容	適用条文
キャッシングの クイック 鈴木 光喜	福岡市博多区博多 駅前3丁目17番10 せいわビル402 号	福岡県知事 (1)第08290号 平成17年4月15日	平成19年1月29日	貸金業の規制 等に関する法 律第38条第1 項

## 福岡県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業遊農津野地区神田換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
添田町	津野	台ノ下	3525	田	1302のうち39
添田町	津野	龍毛	3545-1	田	1016のうち43
添田町	津野	一ノ曲り	3410	田	1312のうち39
添田町	津野	三口三角	3471	田	1239のうち70
添田町	津野	龍毛	3558-1	田	673のうち44
添田町	津野	タイノ平	3499	田	406のうち184
添田町	津野	タイノ平	3479	田	2476のうち150
添田町	津野	芋洗	3352	田	1229のうち37
添田町	津野	三口三角	3476	田	2069のうち62
添田町	津野	南迫	3339-1	田	1183のうち151
添田町	津野	芋洗	3353	田	1028のうち137
添田町	津野	屋舗ノ上	3357	田	380のうち215
添田町	津野	滝ノ下	3537-2	田	142のうち123
添田町	津野	龍毛	3555	田	1540のうち215
添田町	津野	森ノ上	3529-2	田	1325のうち39
添田町	津野	大ノ平	3503	田	1176のうち155
添田町	津野	一ノ曲り	3406-1	田	1755のうち133

福岡県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	八女春線 八香春線	前	八女郡星野村4515番1先から 同郡同村4532番1先まで	10.4 ～ 14.2	69.0
			後	同上	12.0 ～ 14.0	69.0
北九州	県道	原海老津線	前	遠賀郡岡垣町大字海老津 1318番18先から 同郡同町大字海老津1317番 1先まで	15.9 ～ 16.0	33.2
			後	同上	15.8 ～ 23.0	33.2
久留米	県道	藤田線 日吉町	前	久留米市西町274番3先から 同市西町429番8先まで	7.0 ～ 9.0	6.2
			後	同上	8.2 ～ 9.0	6.2
久留米	県道	西筑島邦線	前	久留米市安武町住吉688番 先から 同市安武町住吉728番2先 まで	5.0 ～ 5.4	36.7
			後	同上	5.0 ～ 9.2	36.7

## 福岡県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	原海老津線	遠賀郡岡垣町大字海老津1318番18先から 同郡同町大字海老津1317番1先まで
久留米	西島線 筑邦	久留米市安武町住吉688番先から 同市安武町住吉728番2先まで
久留米	武島線 白口	久留米市荒木町白口1116番1先から 同市荒木町白口1111番1先まで

## 福岡県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
				京都郡苅田町大字新津1471番5先から 同郡同町大字尾倉4064番1先まで	5.5 ～ 26.6	552.0

行橋	県道	須磨園南原線曾根	前	同上	7.0 ～ 16.0	510.8
			後	同上	5.5 ～ 26.6	552.0
			後	同上	7.0 ～ 27.0	510.8

## 福岡県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	添赤田線池	前	田川郡川崎町大字池尻35番4先から 同郡同町大字池尻332番1先まで	10.5 ～ 15.5	185.6
			後	同上	10.5 ～ 16.4	185.6
			前	田川郡香春町大字柿下1062番1先から 同郡同町大字柿下783番1先まで	6.1 ～ 15.3	1218.3

田川	県道	田川川線 犀川	前	同上	10.2 ～ 55.7	1170.0
			後	同上	6.1 ～ 15.3	1218.3
			後	同上	10.2 ～ 59.0	1170.0

**福岡県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年2月19日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田赤池線	田川郡川崎町大字池尻35番4先から 同郡同町大字池尻332番1先まで
田川	田川川線 犀川	田川郡香春町大字柿下1207番1先から 同郡同町大字柿下1397番1先まで

**福岡県告示第340号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があるので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年1月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人中国農村部教育支援会

## (2) 代表者の氏名

石下 秀臣

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区平尾2丁目3番地15号303号室福岡漢語学院内

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、中国農村部の青少年に対して、就学に必要な資金援助を主とする支援活動を行い、将来の有能な人材の育成に寄与するとともに、日本と中国の市民レベルの交流により相互理解を深めることを目的とする。

**福岡県告示第341号**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成19年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（昭代地区）	平成17年2月28日
農業用排水施設整備事業（城島南部地区）	平成16年3月15日
農業用排水施設整備事業（大善寺地区）	平成17年1月20日
農業用排水施設整備事業（柳川地区）	平成17年6月15日
農業用排水施設整備事業（南浜武地区）	平成15年9月30日
農業用排水施設整備事業（大川北部地区）	平成16年5月20日
農業用排水施設整備事業（城島北部地区）	平成17年8月4日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第38号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年2月19日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の日時、場所等

##### (1) 講習の日時

平成19年3月27日（火）午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習の場所

筑後市大字山ノ井338番地 築後警察署会議室

##### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

#### 2 獵銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	獵銃及び空気銃の所持に関する法令 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考查
16：30～17：00	考查結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

#### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獵銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び獵銃等講習通知書並びにテキスト「獵銃等取扱説本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

### 福岡県公安委員会告示第39号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく獵銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年2月19日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年3月20日（火） 13：30～16：30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成19年3月22日（木） 13：30～16：30	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成19年3月28日（水） 13：30～16：30	前原市前原中央1丁目6番1号 前原警察署 会議室	前原警察署
平成19年3月30日（金） 13：30～16：30	北九州市戸畠区汐井町2番1号 戸畠警察署 会議室	戸畠警察署

#### 2 獵銃等講習科目

- (1) 獵銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

#### 3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、獵銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

込むこと。

- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第41号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成19年2月19日

福岡県公安委員会

#### 1 講習の区分、期日、時間及び受講定員

##### (1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務

	講習期日	講習時間	受講定員
第1回	平成19年4月16日（月）から同年4月18日（水）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ただし、最終日の講習については午後4時35分までとし、その後、修了考査を実施する。）	30名
第2回	平成19年4月24日（火）から同年4月26日（木）までの間		30名
第3回	平成19年5月8日（火）から同年5月10日（木）までの間		30名

第4回	平成19年5月14日（月）から同年5月16日（水）までの間	30名
第5回	平成19年5月22日（火）から同年5月24日（木）までの間	30名
第6回	平成19年5月28日（月）から同年5月30日（水）までの間	30名
第7回	平成19年6月5日（火）から同年6月7日（木）までの間	30名
第8回	平成19年6月19日（火）から同年6月21日（木）までの間	30名
第9回	平成19年7月2日（月）から同年7月4日（水）までの間	30名
第10回	平成19年7月10日（火）から同年7月12日（木）までの間	30名
第11回	平成19年7月17日（火）から同年7月19日（木）までの間	30名

##### (2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

	講習期日	講習時間	受講定員
第1回	平成19年4月19日（木）から同年4月20日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ただし、最終日の講習については午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。）	30名
第2回	平成19年6月14日（木）から同年6月15日（金）までの間		30名
第3回	平成19年6月25日（月）から同年6月26日（火）までの間		30名
第4回	平成19年6月28日（木）から同年6月29日（金）までの間		30名
第5回	平成19年7月5日（木）から同年7月6日（金）までの間		30名
第6回	平成19年7月23日（月）から同年7月24日（火）までの間		30名

##### (3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

	講習期日	講習時間	受講定員
第1回	平成19年5月31日（木）から同年6月1日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ただし、最終日の講習については午後3時40分までとし、その後、修了考査を実施する。）	30名

## (4) 法第2条第1項第4号に係る警備業務

	講習期日	講習時間	受講定員
第1回	平成19年5月17日（木）から同年5月18日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ただし、最終日の講習については午後0時10分までとし、その後、修了考査を実施する。）	30名
第2回	平成19年6月12日（火）から同年6月13日（水）までの間		30名

## 2 講習場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## 3 受講対象者（各講習共通）

次に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

- 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有すること

- 福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であること

## 4 受講申込手続等

## (1) 事前登録の実施

前記1に掲げる講習の受講及び平成19年度中に講習受講を希望する者については、次に掲げる警備業務の区分ごとに指定した期間内（事前登録は、下記期間のみ実施する。）に事前登録を行うこと。

## ア 事前登録期間

	事前登録期間	受付時間	受講定員

1号業務	平成19年3月16日（金）から同年3月30日（金）までの間	午前10時から午後5時まで	330名
2号業務	平成19年3月20日（火）から同年3月30日（金）までの間		180名
3号業務	平成19年3月22日（木）から同年3月30日（金）までの間		30名
4号業務	平成19年3月22日（木）から同年3月30日（金）までの間		60名
備考	<p>※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。</p> <p>※ ただし、平成19年3月24日（土）及び同年3月25日（日）については、午前10時から午後5時までの間、受付を行う。</p>		

## イ 事前登録の場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

## ウ 事前登録の際には、必要書類（4(1)オ）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が受付けを行うこと。

ただし、やむを得ない事情等により代理人が受付けを行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

なお、複数人の委任状を持参した場合（受講希望者が他の希望者の委任状を持参した場合を含む。）であっても、1回の受付けにつき、受講希望者1名のみとする。

## エ 受講者の決定等

(ア) 前記1の講習受講希望者については、先着順とする。

(イ) 前記1の講習受講希望者の数が定員を超えた場合は、次回講習の受講希望者として、講習受講希望者名簿に登録される。

その後、上記名簿に登録された者を対象とした講習の公示を行い、受講申込を実施する。

(ウ) 事前登録終了後の講習変更は、原則として認めない。

## オ 事前登録時に必要な書類

(ア) 福岡県内に住所を有する者として登録する場合	
① 旧資格者証の写し	
② 住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写しなど）	
(イ) 福岡県内の営業所に属する警備員として登録する場合	
① 旧資格者証の写し	
② 営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書など）	
(2) 受講申込要領	
前記1の講習に事前登録した者については、次に掲げる要領により、受講申込を行うこと。	
ア 受講申込期間（各講習共通）	
平成19年4月2日（月）から同年4月11日（水）まで（土、日曜日を含む。）	
の午前10時から午後5時までの間	
イ 受講申込場所	
北九州市門司区小森江三丁目9番1号	
福岡県警察警備員教育センター	
ウ 受講申込方法	
(ア) 受講申込の際には、必要書類（4(2)エ）及び5に掲げる受講手数料を持参のうえ、原則として受講申込者本人が申請すること。	
ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受講申込者本人の委任状を持参すること。	
(イ) 受講申込に係る講習種別・期間は、事前登録時のものとする。	
(ウ) 事前登録時の講習から他の講習への変更は、原則として認めない。	
エ 受講申込時に必要な書類	
受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通	
※ 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。	
5 講習受講手数料	
(1) 法第2条第1項第1号に係る警備業務	23,000円
(2) 法第2条第1項第2号に係る警備業務	

14,000円	
(3) 法第2条第1項第3号に係る警備業務	14,000円
(4) 法第2条第1項第4号に係る警備業務	10,000円
※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。	
また、納付した手数料については、申請の取り消し及び受講しなかった場合においても返還しない。	
6 講習修了証明書の交付等	
(1) 講習最終日に修了考査を実施する。	
(2) 講習課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。	
7 その他	
(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。	
(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。	
(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。	
(4) 福岡県領収証紙については、申込み場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。	

## 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
19・2・5	2638	告示	257	1		○	3		別図1の区域内の字の区域	別図1の区域内の町及び字の区域

平成19年2月19日 月曜日

福岡県公報

第2643号

10

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)